



「コーポレートガバナンス基本方針」を制定

2015年9月30日

コニカミノルタ株式会社（本社：東京都千代田区、社長：山名 昌衛、以下コニカミノルタ）は、この度、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

【コニカミノルタのコーポレートガバナンスへの取り組み】

コニカミノルタは、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するコーポレートガバナンスには、経営の執行における適切なリスクテイクを促す一方、執行に対する実効性の高い監督機能を確立し運用することが必要と考え、監督側の視点からコーポレートガバナンスの仕組みを構築いたしました。会社法上の機関設計としては、2003年に「委員会等設置会社」（現「指名委員会等設置会社」）を選択するとともに、属人性を排したシステムとして、コニカミノルタ流のガバナンスをこれまで追求してまいりました。

ガバナンス体制に関するコニカミノルタの基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 経営の監督と執行を分離し、企業価値向上に資するべく経営の監督機能を強化する。
- ・ 株主の目線からの監督を担うことができる独立社外取締役を選任する。
- ・ これらにより経営の透明性・健全性・効率性を向上させる。

【「コーポレートガバナンス基本方針」の概要】

「コーポレートガバナンス基本方針」は、「コーポレートガバナンス・コード」が2015年6月から適用されたことを機に、同コードの5つの基本原則に沿って、これまでのコーポレートガバナンスへの取り組みを改めて整理し、制定をしたものです。

本基本方針につきましては、各ステークホルダーの方にもご確認いただけるよう、コニカミノルタウェブサイトにも掲載しております。

<http://www.konicaminolta.jp/about/investors/management/governance/index.html>

お問い合わせ先

コニカミノルタ株式会社 広報グループ TEL：03-6250-2100